

# ○特例施設占有者の指定等に関する規程

平成19年11月28日  
公安委員会規程第4号

[沿革] 平成28年3月公安委員会規程第3号、6月第6号改正

特例施設占有者の指定等に関する規程を次のように定める。

特例施設占有者の指定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に關し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定等)

第2条 茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、指定通知書（別記様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 公安委員会は、指定をしないときは、不指定通知書（別記様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 施行規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(特例施設占有者に係る変更事項の公示)。

第3条 施行規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第4号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

- 第4条 公安委員会は、施行規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしたときは、指定取消通知書（別記様式第5号）により、取消しの相手方にその旨を通知するものとする。
- 2 施行規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第

5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定

による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記様式第7号）により行うものとする。

（指示書による指示）

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示は、指示書（別記様式第8号）により行うものとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日公安委員会規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規程の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成28年6月29日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成28年6月29日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

茨城県公安委員会（会）指令第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令  
(平成19年政令第21号) 第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定について  
は、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

茨城県公安委員会 印

別記様式第2号（第2条関係）

茨城県公安委員会（会）指令第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 理 由

年 月 日

茨城県公安委員会 印

（裏面）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会告示第 号

特例施設占有者指定公示書

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

茨城県公安委員会



茨城県公安委員会告示第 号

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定に基づき、 年  
月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変  
更の届出があったので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）  
第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

3 変更の届出があった事項

年 月 日

茨城県公安委員会 

別記様式第5号（第4条関係）

茨城県公安委員会（会）達第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

茨城県公安委員会 印

（裏面）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会告示第一号

特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

茨城県公安委員会 印

別記様式第7号（第5条関係）

茨城県公安委員会（会）達第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法（平成18年法律第73号）  
第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり  
報告  
資料の提出を求める。  
保管物件の提示

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 報告を求める事項
- 3 提出を求める資料
- 4 提示を求める保管物件

年 月 日

茨城県公安委員会 印

（裏面）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号（第6条関係）

茨城県公安委員会（会）達第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法（平成18年法律第73号） 第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり  
第26条第2項  
指示する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 指示事項

3 理由

年 月 日

茨城県公安委員会 印

（裏面）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。